

石狩湾新港地域で建築される皆さんへ

—確認申請のほかにも手続きが必要となる場合があります—

＜港湾法第38条の2に基づく手続き＞

① 場所：臨港地区内ですか？

臨港地区は、小樽市銭函5丁目、石狩市新港中央1丁目、2丁目、西2丁目、東4丁目のそれぞれ一部に設定されています。

② 目的：工場又は事業場（事務所・倉庫など）の新設、増設ですか？

③ 規模：敷地面積が5,000㎡以上、又は延べ床面積が2,500㎡以上ですか？

2区画以上の土地でも、一体として利用される場合はひとつの敷地となります。またここで言う「延べ床面積」とは、建築物のうち直接事業に使用する部分の面積をいいます。

①、②、③すべてが該当する場合は、建築工事着工の60日前までに届出が必要になります。

お問合せは

石狩湾新港管理組合 総務部 管理グループ

TEL 0133-64-6661

届出書の記載方法

次の要領で記載した届出書を1部提出してください。

1. 施設の位置、種類、規模及び敷地面積並びに作業場の床面積

- (1) 位 置：町名、丁、地番までご記入ください。
- (2) 種 類：下記の例を参考に記入ください。

一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽車両等運送業、通運業、普通倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、ガラス・ガラス製品製造業、セメント・セメント製品製造業、一般土木建築工事業、土木工事業、舗装工事業 など

- (3) 敷 地 面 積：2つ以上の区画の土地であっても、それらを一体として使用する場合はその合計面積を記入してください。
- (4) 作 業 場 床 面 積：建物のうち、事業の用に直接供する部分の延べ床面積をご記入ください。

2. 事業活動に伴い搬入し、又は搬出することとなる貨物の量の概計及び輸送に関する計画

- (1) 貨 物 の 種 類：具体的な貨物名をご記入ください。(例：鉄鉱石、A重油、小麦等)
- (2) 輸 送 に 関 す る：貨物の発着地、輸送手段、輸送ルート等をご記入ください。また、計 画 本港を利用する場合には、使用する岸壁、道路等もあわせてご記入ください。(図面による説明でも構いません)
- (3) 貨物の量の概計：工場の場合は生産工程、生産量、操業状況等と計算の過程、及び結果を記入してください。また、貨物の量の概計の算出の基礎を記載した書面を添付してください。

3. 事業活動に伴い生ずることとなる廃棄物の量の概計及び処理に関する計画

- (1) 廃 棄 物 の 種 類：廃棄物の具体的な名称と一般廃棄物・産業廃棄物の別をご記入ください。
- (2) 廃棄物の量の概計：廃棄物の発生過程、算出の過程及び結果をご記入ください。また、廃棄物の量の概計の算出の基礎を記載した書面を添付してください。
- (3) 廃棄物の処理等：廃棄物の収集方法、輸送機関、輸送経路等をご記入ください。
に関する計画

4. 工事の開始及び完了の予定期日

建築工事の着工と竣工の予定日をご記入ください。

5. 事業の開始の予定期日

操業を開始する予定日をご記入ください。

6. 添付書類

- (1) 施設位置図：石狩湾新港管理組合で発行した港湾計画図に、建築場所を朱書きで
ご記入ください。
- (2) 施設平面図：原則として、断面図、構造図は省略して構いません。
- (3) その他の参考資料：施設のパンフレット等があれば添付してください。

(届出の目的)

この届出は、港湾法第38条の2第1項で定められた手続きで、港湾の開発、利用及び保全に著しく支障を与える恐れのある行為を、港湾管理者がチェックする目的で行うものです。

(1) 支障がないと認められる場合

届出者に対し、支障がない旨の通知を行います。

(2) 支障があると認められる場合

届出から60日以内に届出者に対し、計画を変更するよう勧告又は命令する場合があります。

(臨港地区)

本港の臨港地区および分区は次のとおり設定されています。

石狩湾新港臨港地区内分区指定図

